

居宅介護・重度訪問介護 重要事項説明書

当事業所が提供する居宅介護等サービスの開始にあたり、契約上ご注意ください重要な事項を次のとおり説明します。

1. 事業者

名称	労働者協同組合たすけあいワーカーズさくらんぼ	
所在地	札幌市南区真駒内南町1丁目7番3号	
電話番号・FAX	(011) 555-7871 FAX (011) 555-7871	
代表者氏名	代表理事 角谷 節子	設立年月日 平成20年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の名称	たすけあいワーカーズさくらんぼ		
事業所の種類	事業者番号	0110502374	
	指定居宅介護事業所	令和2年4月1日	指定
	指定重度訪問介護事業所	令和2年4月1日	指定
主たる対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者・児童		
事業所の所在地	札幌市南区真駒内南町1丁目7番3号		
管理者氏名	角谷 節子		
電話番号	(011) 555-7871		
FAX番号	(011) 555-7871		
通常の実施地域	札幌市南区、豊平区、中央区		
事業所が行っている他の業務	移動支援	事業所番号 0001100324	
	指定訪問介護・指定介護予防訪問介護	事業所番号 0170505333	

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	たすけあいワーカーズさくらんぼは、居宅介護及び重度訪問介護（以下「居宅介護等」といいます。）を行う事業者として、適正な運営に努め、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切なサービスを提供することを目的とします。
運営方針	<p>① 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その環境に応じて、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行います。</p> <p>② 事業者は居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>③ 地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な</p>

	サービスの提供に努めます。 ④ 虐待を防止するために責任者の選定し、従業者に対する研修の実施等を行い従業者の人権意識、知識及び技術の向上に努めます。
--	---

4. 職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤	資 格 等
管 理 者	1 名		介護福祉士（サ責兼務）
サービス提供責任者	1 名	2 名	介護福祉士
居宅介護等従事者		8 名	介護福祉士 3 名 2 級・初任者研修 5 名
合 計	1 名	1 0 名	

5. 営業日・営業時間

営業日	平日月曜日から金曜日とする。ただし、8月13日から16日及び12月28日から1月4日までを除く。サービス提供については応相談
営業時間	9：00～17：00 サービス提供時間については応相談

6. サービスの内容

当事業所では、下記のサービスの内容から「居宅介護計画」及び「重度訪問介護計画」（以下、「居宅介護計画等」といいます。）を定めてサービスを提供します。「居宅介護計画等」は、市町村が決定した介護給付費の支給量とご利用者の意向や

心身の状況を踏まえて具体的なサービス内容やサービスの実施日などを記載します。

「居宅介護計画等」はご利用者やご家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、状況に応じていつでも見直すことができます。

(1) 提供するサービスについて

- ① 身体介護（居宅に訪問し、入浴や排泄、食事の介助、通院介助、その他必要な身体介護を行います。）
- ② 家事援助（居宅に訪問し、調理、洗濯、掃除、買い物などの生活援助を行います。）
- ③ 重度訪問介護（重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方の居宅において身体介護、家事援助、外出時における移動支援など総合的な援助を行います。）
- ④ 相談援助（必要に応じて日常生活上の相談や助言を行います。）

(2) 従業者の禁止事項

従業者は、サービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ ご利用者又はご家族からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ⑤ ご利用者の居室以外の居室、庭などの敷地の掃除、草刈、窓拭き等

⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑦ ご利用者又はご家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及び迷惑行為

7. 利用料金

◆サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が代理受領する場合には、利用者負担としてサービス料金の1割の額を事業者にお支払いいただきます。利用者負担額の軽減等が適用される場合には、減免後の金額となります。（障害福祉サービス受給者証をご確認ください。）

[利用者負担上限表]

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護帯	生活保護世帯	0円
低所得 1・2	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割16万未満）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円
児童 一般1	（所得割28万未満）	4,600円

[サービス単位数] (日中帯 午前8時～午後6時)

サービス類型	30分未満	1時間	1.5時間	2.0時間	2.5時間
身体介護	256	404	587	651	
家事援助	106	197	275		

◆時間帯による料金の加算は以下のとおりです。

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～午前6時
加算割合	25%増し	25%増し	50%増し

◆新規に居宅介護計画を作成し、サービス提供責任者が初回の訪問介護を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内容	単位数	利用者負担額	
初回加算	200	204円	1月あたり

◆利用者の依頼により、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。

内容	単位数	利用者負担額	
利用者負担上限管理加算	150	153円	1月あたり

◆二人体制 1人の従業者による介護が困難と認められる場合等でご利用者または、ご家族の同意のもと、同時に2人の従業者によってサービスを提供した場合は2人分の料金を負担いただきます。

◆事業所加算Ⅱ 利用単位数×10%

◆処遇改善加算Ⅰ 利用総単位数×44.6%

◆その他の費用（交通費等）

① 通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合には、従業者がお伺いする為の交通費の実費をいただきます。但し自動車を使用した場合の交通費は次の金

額を負担していただきます。 1キロメートルにつき30円

②居宅においてサービスを提供するために必要となる、水道・ガス・電気等の費用、おむつ等の消耗品は、ご負担いただきます。

③外出のために係る交通費（家事援助に係る買物、重度訪問介護等）

◆キャンセル料について

サービスをキャンセルする場合は、速やかにご連絡ください。連絡をいただいた時間に応じてキャンセル料を下記の通り請求させていただきます。

キャンセル料	前日午後5時までにご連絡の場合	不要
	前日午後5時以降～当日のご連絡の場合	2,000円
	交通費が発生した場合	実費

※ただし利用者の体調不良等、正当な理由がある場合にはこの限りではありません。

8. 料金のお支払い方法

毎月10日までに前月分利用料の請求をいたしますので、月末までに現金でお支払いください。お支払いを確認し、領収書を発行します。

9. 秘密保持と個人情報保護

- ①従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の個人情報を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②当事業所の従業者であった者は、退職後も正当な理由なくその業務上知り得たご利用者及びご家族の個人情報を漏らしません。
- ③当事業所は、個人情報保護法に基づいて個人情報保護に関する基本方針を掲げ、個人情報の使用は、事業所内外での利用目的に則し、ご利用者及び家族等の同意を得た上で慎重かつ安全に利用し、管理します。

10. サービス提供の記録

提供したサービスについて記録を作成し、契約終了後5年間保存するとともに、ご利用者及びご家族の請求に応じて開示し、希望があれば複写します。

11. 緊急時の対応

サービス提供中に緊急の事態が発生した場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

12. 事故発生時の対応

- ①居宅介護等の提供を行っている時に事故が発生した場合は、市町村、当該ご利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を究明し再発防止に努めます。

13. 損害賠償

- ①サービス提供において、事業所の責任により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ②次の損害賠償保険に加入しています。
「福祉事業総合保障保険」社会福祉法人札幌社会福祉協議会
(引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社)

14. 身分証携行義務

従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者又はご家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

15. 心身状況の把握

居宅介護等の提供にあたり、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

16. 連携

事業所は、居宅介護等の提供にあたり、市や他の指定障害福祉サービス事業所、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

17. 虐待防止と虐待防止に関する相談窓口の設置

- (1) 身体的及び精神的などの虐待は、絶対許されないこととして、周知徹底するとともに、虐待防止に関する責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、従業者に対する虐待防止のための研修の実施等（年1回以上）により虐待防止の措置を講じるよう努めます。
- (2) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止の為の指針の整備をしています。
- (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを札幌市に通報します。
- (5) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者	管理者 角谷 節子
虐待防止担当者	サービス提供責任者 米村 廣子
利用時間	平日営業日 9：00～17：00
電話・FAX	(011) 555-7871

18. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症又は非常災害の発生時において利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. 衛生管理等について

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等の必要な管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう以下の措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を概ね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備しています。
 - ③ 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及び蔓延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

20. 身体拘束の原則禁止

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険がおよぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、緊急性、非代替性、一時性を十分に配慮し、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行い、記録は5年間保管します。

21. ハラスメントについて

- (1) 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (2) 利用者様、ご家族様または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただきます。

22. 苦情・相談窓口

当事業所に対する苦情やご相談は下記までご連絡ください。

苦情相談担当者	角谷 節子
電話番号/FAX	(011) 555-7871
受付時間	平日 月～金曜日 9:00～17:00

23. 当事業所以外の相談窓口

各区の保健福祉課	南区：582-2400 豊平：822-2400 中央：231：2400
札幌市本庁 障がい福祉課	211-2938 FAX 218-5181
福祉サービスに関する苦情	北海道福祉サービス運営適正化委員会 204-6310

24. 重要事項説明書の変更

この内容に変更があった場合は、当事業者は速やかにご利用者に書面で連絡し、確認のため記名押印をいただきます。